

投資奨励委員会事務局 告示

P-15 / 仏暦 2543 年 (2000 年)

件名 タイ映画あるいは映画およびマルチメディアサービスへのサービス

仏暦 2543 年 (2000 年) 8 月 1 日付け、投資奨励業種、規模、条件に関する件、仏暦 2543 年 2 号、投資委員会布告が発令されたことに関し、仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 13 条および 16 条に基づく権限により、事務局は、仏暦 2543 年、9 月 22 日、投資委員会の同意を受け、布告の末尾の業種表の業種 7. 17 によるタイ映画あるいは映画およびマルチメディアサービスへのサービス事業の範囲を定めることを必要と見なした。以下のとおりである。

1. 映画 テレビプログラムを含むものとするが、広告のスポットなどは含まない。
2. 映画制作業あるいはマルチメディアサービスに対するサービスとは、即ち、機械、および設備を有する業で、事業範囲は以下のとおりである。
 2. 1 映画制作設備の貸与サービス 基本的な機械を持たなくてはならない。即ち、撮影機、照明設備、撮影用の移動用設備、例、クレーン、スタジアム、ドーリー
 2. 2 映画フィルム印刷現像サービス 基本的な機械を持たなくてはならない。即ち、フィルム現像設備、焼付け機械、切断機械
 2. 3 映画音声録音サービス 効率のよい近代的な録音機械および設備を持たなくてはならない。
 2. 4 映像面のサービス 撮影ではできない、特別な撮影機械および設備を持たなくてはならない。即ち、フレーム切断機械、プログラム Flint, プログラム Digital Fusion, ブルースクリーン
 2. 5 タイ国内で撮影する外国からの映画コーディネーターサービス 政府府からの許可申請に要請に対して全体的な管理サービス範囲をもつものとする。映画の撮影場所探し、人の募集、映画の設備機械の調達。
 2. 6 撮影所サービス、関連事業を含む。例えば、映画に関係したテーマパーク。

これらに関しては、この告示以後適用となる。

告示日 仏歴 2543 年（2000 年）11 月 22 日
署名 スタポン・カウイターノン
投資委員会長官